

社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会（以下「法人」という。）の定款の規程に基づき、この法人の理事、監事及び評議員、評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、理事会、評議員会に出席したとき、その他必要と認められる法人業務開催毎に1日につき10,000円とする。

(支給方法)

第3条 役員等の報酬は、理事会、評議員会、その他必要と認められる法人業務の開催の都度速やかに支払う。

2 源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

(交通費)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(重複支給の防止)

第5条 法人及び事業所の職を兼務する役員等には、この規程は適用しない。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月19日から改訂、施行する。